

行政改革推進計画の取組項目及び関連する取組の概要

- 1 この資料は、行政改革推進計画に基づく個別推進項目の主な取組と関連する取組をまとめたものである。
- 2 実施年度の欄は、主な取組欄に記載した事項の実施時期を表示しており、継続する場合であっても初年度のみ記載とした。
- 3 主な取組は重複記載しないよう考慮した。
- 4 推進状況欄の「◎」は実施又は一部実施済、「△」は検討中、「●」は今後検討していくものである。
- 5 実施年度欄の「※」は行政改革大綱策定以前の取組である。

主要項目	個別推進項目	推進状況	実施年度											主な取組	取組概要, 内容説明等
			7	8	9	10	11	12	13	14	15				
地方分権の推進	中核市移行に関する指針の策定及び取組の推進	◎	※											中核市制度研究都市連絡協議会第1回 事務担当者会議への出席(4.20)	中核市候補市で構成される本会議に出席した。以降、随時こうした会議に出席し、先進市の情報収集や国に対する要望活動を行った。
				○										中核市移行基本指針作成(5.30)	中核市移行基本指針を作成するとともに、移行年次を平成13年度とした。
					○									中核市移行目標年度を平成13年度から平成12年度に変更(3.2)	平成10年度市政方針において中核市移行年次を平成12年度に1年前倒しすることを表明した。
								○						中核市制度等について市民広報に連載	市民広報6～10月号において中核市制度や移譲事務等の紹介記事を連載するとともに、リーフレットの作成、ホームページへの掲載などPRを行った。更に平成12年3月には、市民広報による担当窓口等についての紹介や保健所業務案内パンフレットの全戸配布、関係機関等への業務開始に係る事前説明会等を実施した。
									○					中核市指定の申出について市議会で議決(7.1)	市議会において「中核市の指定に係る申出」について議決された。
										○				自治大臣に中核市指定の申出(8.2)	自治大臣に対し中核市指定の申出を行った。

										○			中核市指定の政令公布(10.1)	中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令が公布され、平成12年4月1日の中核市移行が決定した。		
										○			中核市移行(4.1)	中核市移行。4月1日には中核市移行を記念して中核市移行式を開催した。		
地方分権の推進	保健所設置に関する方針の策定及び設置等の推進	◎								○			保健所設置に関する基本的考え方作成(5.30)	保健所設置に関し、本市の基本的な考え方をまとめた。		
											○			旭川市保健所設置懇話会の設置(5.12)	保健所の設置に関し、市民等の意見を聞くため、保健所設置懇話会を設け、6月3日に第1回(8月6日まで4回)の会議を開催した。	
											○			「市保健所の設置について」報告(9.10)	保健所設置懇話会から市長へ報告書が提出された。	
											○			専門職の採用等	保健所業務に従事する専門職として医師、獣医師、臨床検査技師、薬剤師、保健婦等の採用を行うとともに、円滑な事務執行のため道から派遣職員の受入れを行った。(実務研修については意識改革の推進を参照)	
											○			保健所の設置等(4.1)	旭川市保健所及び旭川市食肉衛生検査所を設置した。(詳しくは機構改革の実施を参照)	
地方分権の推進	庁内推進組織の設置(行政改革推進本部内)	◎								○			行政改革推進本部中核市部会設置(4.1)	行政改革推進本部に關係部長で構成する中核市部会を設置した。		
											○			中核市移譲事務に係る庁内会議の開催(12.22)	移譲事務に係る担当課の職員を対象に今後の作業と移譲事務内容についての説明会を開催した。	
												○			地方分権について行政改革推進本部会議で説明(4.26)	地方分権一括法の概要等について行政改革推進本部会議で資料を配布するとともに、対応準備を依頼した。
												○			地方分権一括法への対応等について庁内調査の実施(7.12)	地方分権一括法の施行による影響や対応等について調査を実施した。
												○			地方分権等について庶務担当課長会議で説明	庶務担当課長会議において、地方分権一括法の概要や対応について説明を行うとともに、中核市移行準備状況についての確認を依頼し

										(8.6)	た。	
地方分権の推進	北海道との協議の推進	◎	※							中核市移行に係る道との協議(6.12)	中核市移行に係る課題等について道と協議した。以降、随時実施。	
					○						上川支庁・旭川市中核市移行連絡会議の開催(9.3)	上川支庁と中核市移行に係る課題等について協議を行った。
					○						道・旭川市移行事務連絡会議の開催(10.24)	移譲事務の確定に向け、道庁内での移譲事務や人員、予算等に係る調査の実施について協議を行った。
						○					中核市道・市連絡会議設置(6.26)	中核市移行を円滑に推進するため、助役を座長に、道と市の関係部長等で構成する道・市連絡会議を設置した。8月6日に第1回、1月7日に第2回会議を開催し、移譲事務、人員、財源等の基本的な考え方について協議を行った。
							○				道知事に「中核市指定に係る申出の同意」を申入れ(7.1)	中核市指定を申し出ることについて道知事に同意の申入れを行った。7月16日に道議会において議決、7月21日付けで同意された。
								○			中核市移譲事務引継調印式の実施(3.30)	中核市移行に伴い道から移譲される事務について引継調印式を行った。
									○		道から市町村への権限移譲説明会の出席(7.17)	地方分権一括法により都道府県から市町村への権限移譲の際の事前協議のしくみが制度化されて以後、最初の説明会が開催され、出席した。以後随時、権限移譲に関し協議を行っている。
地方分権の推進	自治体間交流等の拡大	◎	※							上川中部圏地方拠点都市地域指定(5.30)	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき、本市を中心とする1市8町の地域の一体的な整備について、北海道知事の指定を受けた。基本計画は12月20日に承認された。	
			※								広域行政懇談会等の開催	市長が上川中部圏8町等と行政課題について意見交換を行った。
				○							広報誌で周辺8町を紹介(6.15)	広報誌で周辺8町の施設や特産品等を紹介した。以後、定期的実施。
					○						第4次上川中部地区広域市町村圏振興計画	圏域の振興発展の基本的方向と広域的施策を定めた第4次上川中部地区広域市町村圏振興計画を策定した。

※										行政改革懇談会の開催(7.7)	行政改革推進委員会の委員に応募した市民から本市の行政改革について意見を聞いた。
※										市民アンケートで行政改革及び地方分権の意識を調査(7.28)	市民アンケートに行政改革及び地方分権に関する設問を設けた。
※										広報誌で中核市制度を紹介(11.15)	広報誌で中核市制度の概要を紹介した。2月15日号でも掲載。
○										広聴広報マニュアル「広聴広報人」の発行(1.8)	市民とのコミュニケーションについて職員の意識を啓発するため、マニュアルを発行した。
	○									平成9年度予算における「市民の声」の反映	平成9年度予算要求時に市民の声を反映させた内容等を明記させた。
		○								ふれあいトーク(青空市長室)の実施	市民と一体になったまちづくりを推進するとともに、相互理解を図るため、市長や担当職員が野外で、その会場にちなんだ課題について直接対話した。
			○							サテライト広聴の実施	職員が各地域に出向き、市の事業について情報提供するとともに、市政に関する要望・提言等を受け、市政への反映に努めた(出前広聴)。
				○						市民参加のまちづくり(市民参加システム冊子)作成(5.15)	市民参加の基本的な考え方や手法を示した「市民参加のまちづくり」を作成し、職員に配布した。なお、各部では市民参加の取組を積極的に推進した。 【取組事例】 ・新町小改築基本計画検討委員会設置(H9.5) ・北彩都あさひかわ懇談会設置(H9.10) ・北彩都あさひかわ土地利用検討懇談会設置(H10.1) ・東光ふれあい公園ワークショップ開催(H10.8) ・江丹別地区ふるさとづくりワークショップ開催(H10.8) ・環境基本計画策定に係る市民意見の募集(H10.9) ・マイスター制度検討懇話会設置(H11.2) ・介護保険事業計画等策定委員会設置(H11.2) ・都市計画マスタープラン策定懇談会設置(H11.4) ・上下水道事業懇話会設置(H11.9)

										広報誌への「ちょっと役立つカレンダー」の掲載(4.15)	毎月発行していた「くらしのカレンダー」を市民が見やすいよう、広報誌に統合し掲載することとした。
										インターネットホームページの開設(6.1)	市政等に関する情報をより広くより新しい内容で発信・提供するため、市のホームページを開設した。
										水道局広報誌「こんにちは水道局です」の発行(11.15)	上下水道事業内容を市民に知らせるため、水道局広報誌「こんにちは水道局です」を発行し、市民広報に折込みで全戸配布した。
										ラジオ広報番組ボイスネットワーク ASAHIKAWA の放送拡充(4.7)	これまでの月2回放送を、より多くの市民や団体を紹介できるよう、毎週放送に拡大した。
										視力障害者向け声の広報「青い鳥」の内容拡充(4.20)	視力障害者向けの広報については、これまで広報誌の内容を60分テープ2本に収録し発送してきたが、テープを1本増やし、折込チラシの内容も吹き込んだ。
										携帯電話等対応型ホームページの開設(10.2)	携帯電話の普及を踏まえ、携帯電話等の情報サービスに対応するホームページ
										水道局ホームページの開設(3.15)	上下水道事業に関する情報をより広く発信、提供するため、ホームページを開設した。
市政情報コーナーの充実	◎		○							市政情報コーナー管理要綱の制定(8.14)	市政情報コーナーの活用及び資料の充実を図るため、管理要綱を整備した。
				○						市政情報コーナーの整備(12.1)	機構改革にあわせて、市政情報コーナーを3階に配置替えし整備した。
行政改革の推進状況の公表	◎			○						行政改革の推進状況の公表(5.15)	行政改革の取組の概要をこうほう旭川市民5月号で公表した。以後毎年掲載。
各種資料、広報宣伝刊行物の統廃合の推進	△		○							刊行物発行状況の調査	検討中 刊行物発行状況について調査し、刊行物の作成、配布等について的手法や統合等についての方針を示すべく検討を進めてきたが、現時点では考え方を示すに至っていない。なお、個別に取組は進めている。
										くらしのカレンダーの広	くらしのカレンダーを広報誌に統合した。

										報誌への統合	
									○	旭川まるかじり図鑑の統合	ふるふるの配布対象を市民にも拡大したことにあわせ、まちの魅力の再発見をテーマに平成10年4月から広報誌で2年間掲載してきた旭川まるかじり図鑑をふるふるに統合した。
									○	市政要覧の編集の見直し	市政要覧の全面改訂を隔年で行うこととした。
									○	市外向け広報誌「ふるふる」の統合	「ふるふる」に掲載されていた旭川市の産業、観光等の情報を市政要覧等に統合し、「ふるふる」は休刊した。
附属機関活用の見直し 附属機関の委員の選任方法の改善	◎	※								附属機関委員の委嘱基準の制定(4.27)	附属機関の委員の選任について、基準を示した。
									○	附属機関委員の公募(7.15)	環境審議会委員について、本市の附属機関として初めての一般公募を行った。
	◎								○	附属機関の設置、運営及び委員の選任に関する基準の策定(12.10)	平成7年度の委嘱基準を踏まえ、改めて市民参加の推進の視点から青年・女性の登用や公募制の導入促進など委員選任基準を定めるとともに、既存附属機関の活用の視点からの新設の抑制や廃止又は統合など設置・運営について定めた。
									○	児童福祉審議会、水防協議会の廃止(4.1)	中核市移行に伴い設置した社会福祉審議会では児童福祉に関する事項も調査審議することとし、児童福祉審議会を廃止した。また、水防法の一部改正により水防協議会の設置が任意となったことから、その機能を旭川市防災会議に移管し、同協議会を廃止した。
附属機関に類似の協議会、懇談会等の設置に関する基準の策定	◎								○	諮問機能を有する機関等の設置及び運営の指針の策定(12.28)	法令や条例で定める附属機関以外の諮問機能を有する懇談会等の効果的な活用と適正な運用のための指針を策定した。
行政に対する苦情について調査し処理する制度等に関する方針の策定	◎								○	行政に対する苦情について調査し処理する制度等についての当面の対応策	これまでの苦情処理制度を導入している先進市調査の結果等を踏まえ、当面、市民参加の取組の推進や行政手続条例の制定、外部監査制度の導入を進めることとし、順次取り組んだ。
									○	外部監査制度の導入	中核市移行に伴い包括外部監査を導入し、12年度は市内の公認会

											(4.1)	計士と包括外部監査契約を締結した。また、個別外部監査を実施できるように、旭川市外部監査契約に基づく監査に関する条例を制定した。 (テーマ) <12年度> 旭川市の病院事業に係る「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」 <13年度> 旭川市の水道事業及び公共下水道事業に係る「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」 <14年度> 補助金に係る事務の執行について(補助対象団体の出納その他の事務を含む。)			
										○	社会福祉施設等への苦情解決窓口の設置(5.8)	利用者等からの福祉サービスに関する苦情に対応するため、施設に苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を配置した。			
										○	留守家庭児童会に関する苦情解決窓口の設置(10.1)	留守家庭児童会に関する苦情に対応するため、各児童会に苦情解決窓口を設置した。			
事務事業の見直し	事務事業の廃止、統合、縮小、民間委託の推進	◎	※								職員永年勤続表彰の見直し	職員勤続表彰を簡素化し、経費の節減を図った。(10年度には会食を廃止し、13年度からは制度自体を廃止した。)			
												○	街路灯関係補助事業の窓口統合(4.1)	市民部で行っていた街路灯の維持に関する補助事業を都市建設部の設置補助事業の窓口に移管し、市民サービスの向上、事務の効率化を図った。	
													○	東西清掃事業所の統合等(4.1)	5分別収集開始による委託車両の拡大にあわせ、東西清掃事業所を統合した。
													○	近文清掃工場の運転部門等の委託(4.1)	工場運転部門等を委託し、管理経費の抑制を図った。
													○	水道局における資材庫業務の委託(4.1)	水道局のメーター払出し、不用品受入等の資材庫業務を委託した。
														○	啓明地区センターの管

										理委託(8.20)	度。)
	○									近文市民ふれあいセンターの管理委託(8.30)	近文市民ふれあいセンターの管理を社会福祉協議会に委託した。
		○								市営葬儀事業の廃止(4.1)	市営葬儀事業を廃止した。
		○								神楽幼稚園の廃止(4.1)	神楽幼稚園を廃止した。
		○								西部下水処理場の運転管理委託の拡大(4.1)	西部下水処理場の平日分の運転管理業務を委託した。
		○								神居デイサービスセンターの管理委託(5.1)	新設した神居デイサービスセンターの管理運営を旭川盲人福祉センターに委託した。
		○								忠和公園コミュニティ体育館の管理委託(6.1)	忠和公園体育館の管理運営を公園緑地協会に委託した。
		○								24時間巡回型ホームヘルプサービス事業の委託(10.1)	介護を要する高齢者等を抱える家庭に対する24時間ホームヘルプサービス事業を委託により実施した。
			○							神楽学校給食共同調理所の廃止(4.1)	老朽化した神楽学校給食共同調理所を廃止し、該当する学校の調理は神楽中学校及び東旭川学校給食共同調理所で実施することとした。
			○							口座振替通知書の発行方法の見直し(4.1)	市税等の口座振替通知書を年1回に改め、事務の簡素化と経費の節減を図った。
			○							神楽岡地区センターの管理委託(9.15)	神楽岡地区センターの開館に伴い、管理運営を運営委員会に委託した(利用料金制度)。
				○						忠和清掃所の廃止(4.1)	し尿収集量の減少に伴い、忠和清掃所を廃止した。
				○						学校営繕業務の見直し(4.1)	学校営繕業務を外注化し、学校営繕分室を廃止した。
				○						敬老祝金制度の見直し(4.1)	75歳以上の支給を77, 88, 99歳の節目ごとに改めた。
				○						ひとり暮らし高齢者訪問事業の見直し(4.1)	緊急通報システム設置世帯を対象者から除外した。

					○				入学仕度金制度の統合(4.1)	高等学校と大学入学仕度金を統合するとともに専修学校にも貸付を拡大した。
					○				高齢者バス料金助成事業の見直し(6.1)	回数券による助成を廃止しバスカードに一本化するとともに、利用者負担を導入した。
					○				カムイの杜体験学習センターの管理委託(7.4)	カムイの杜体験学習センターの管理を公園緑地協会に委託した。
					○				新旭川地区センターの管理委託(10.13)	新旭川地区センターの開館に伴い、管理運営を運営委員会に委託した(利用料金制度)。
					○				旭川聖苑の運営等に係る嘱託, 委託活用	2月1日から供用開始の旭川聖苑の運営等について嘱託職員と民間委託の活用を図った。また、聖苑の供用開始に伴い、旭川、永山の火葬場を廃止した。
					○				神居デイサービスセンターの利用料金制度の実施(4.1)	介護保険の本格施行にあわせて、神居デイサービスセンターの管理運営委託について利用料金制度を導入した。
					○				旭正農業構造改善センターの管理委託(4.1)	旭正農業構造改善センターの管理運営を旭正農業協同組合に委託した。
					○				し尿収集受付業務の委託拡大(4.1)	し尿収集の申込受付業務を全面委託とした。
					○				水道休止・開栓業務の委託(4.1)	水道の休止開栓, 停止開栓業務について、緊急時の即時対応による市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、旭川市水道協会に委託した。
					○				豊かな心を育てる施策推進事業の見直し(4.1)	豊かな心を育てる施策推進事業の全市的取組として実施してきたさわやかマラソン大会, 彫刻の森大会を発展的に廃止し、各地区の特色ある取組の推進へ重点化を図った。
					○				亀吉下水処理場の運転管理業務の委託(4.1)	亀吉下水処理場の運転管理業務を委託した。
					○				東豊公園体育館(屋内広場)の管理委託(5.21)	東豊公園体育館(屋内広場)の管理運営を公園緑地協会に委託した。
					○				ペットボトル中間処理業	13年1月から開始するペットボトルの分別収集に伴う中間処理を施設

											務の委託(1.5)	の設置とあわせて民間業者に委託した。
									○		イルミネーション事業の統合, 事務局の移管(12.1)	4つの実行委員会で実施していたイルミネーション事業及び事務局について, 旭川まちあかり実行委員会に移管した。
									○		江丹別生活改善センターの廃止(4.1)	江丹別市民交流センターの開設に伴い同様の機能を持つ江丹別生活改善センターを廃止した。
									○		医療費助成事業の見直し	乳幼児等への医療費助成について所得制限を設ける一方, 乳幼児外来医療費の助成範囲を拡大するなど, 医療費助成事業の見直しを行った(10月診療分から)。
									○		中原悌二郎賞の見直し	中原悌二郎賞の贈呈を平成13年度以降, 隔年開催とすることとした(事務事業評価によるもの)。
									○		職員の海外研修の見直し	職員の海外研修の一部を廃止し, 自主企画によるもののみとした(事務事業評価によるもの)。なお, 平成14年度からは自主企画によるものも廃止した。
									○		青少年音楽パレードの廃止	青少年課で実施していた青少年音楽パレードを廃止した(事務事業評価によるもの)。
									○		東鷹栖農村活性化センターの管理委託(4.27)	東鷹栖農村活性化センターの管理運営を委託した。
									○		消費生活展, リサイクルフェアの共同開催(9.29・30)	それぞれ単独で実施していたものを, 効率的で効果的なイベントとなるよう, 共同の実行委員会により実施した。
									○		北星地区センターの管理委託(11.1)	北星地区センターの開館に伴い, 管理運営を運営委員会に委託した(利用料金制度)。
									○		区画整理事業の一元化(4.1)	駅周辺及び組合施工による区画整理事業の縮小に伴い, 業務を駅周辺事業課に一元化した。
									○		スポーツ教室運営業務の委託(4.1)	総合体育館におけるスポーツ教室の運営業務を体育協会に委託した。
									○		旭川市教職員永年勤務者表彰の廃止(4.1)	教職員永年勤務者表彰を廃止し事務及び経費の軽減を図った。

									○	障害者福祉センターの管理委託(6.30)	障害者福祉センターの開館に伴い、管理運営を障害者団体連絡協議会に委託した。
									○	ファミリーサポートセンター事業の委託(7.1)	子育てと就労の両立を支援するため、保育所等の施設の補完機能として育児援助を行いたい者と受けたい者を組織し、会員制の相互援助活動を委託により実施した。
									○	春光台地区センターの管理委託(7.10)	春光台地区センターの開館に伴い、管理運営を運営委員会に委託した(利用料金制度)。
									○	広報誌「こうほう旭川市民」制作業務の委託(7.1)	広聴広報課の広報誌作成業務を委託した。
									○	都市計画情報提供方法の見直し(11.18)	用途地域等の都市計画情報をホームページで閲覧できるようにした。
									○	東京事務所の縮小(2.1)	情報公開やIT化の進展に伴い、従前に比べて容易に情報を取得できるようになったことなどから、東京事務所の人員を削減するとともに、事務所を移管した。
									○	江丹別地域飲料水供給施設整備事業の移管(4.1)	専門的知識、技術を有する水道局に業務を移管した。
									○	市長・助役専用運転業務の統合(4.1)	市長・助役専用運転業務について、車両係に業務を統合するとともに、専用車両を廃止した。
									○	石油等消費構造統計調査の廃止(4.1)	当該調査に対するニーズの変化及び報告者の負担の軽減を図るため廃止した。
									○	テレファックス「こちら公聴係です」の廃止(4.1)	受付件数が少ないため廃止した。
									○	「まちづくり通信システム」の他事業への統合(4.1)	サテライト広聴の取組の1つと位置づけ、事業を統合した。
									○	市民アンケート調査事業実施年度の見直し(4.1)	隔年で実施していたが、3年ごとに実施するよう見直した。

										○ テレビ新春特別番組の廃止(4.1)	他の番組等で代替が可能のため、テレビ新春特別番組を廃止した。
										○ 広報誌作成経費の見直し(4.1)	広報誌のページの中で整理することとし、政策広報を廃止した。
										○ 市政記者用7条駐車場券の廃止(4.1)	市政記者用の7条駐車場利用券を廃止した。
										○ 消費生活教材(小学校副読本)の作成、配布手法の見直し(4.1)	消費生活教材(小学校副読本)について印刷媒体から電子媒体化し、内容をホームページ上で閲覧できるようにした。
										○ 旭川市価格調査員の減員(4.1)	旭川市価格調査員を30名から15名に減員した。
										○ 消費生活相談の委託拡大(4.1)	消費生活相談について、旭川消費者協会に対する委託を拡大した。
										○ 納税奨励預託金の廃止(4.1)	納税奨励預託金を廃止した。
										○ 納税貯蓄組合に関する事務の見直し(4.1)	納税貯蓄組合の単位組合への補助金を廃止するとともに、事務局を連合会に移管した。
										○ ひとり暮らし高齢者訪問事業の見直し(4.1)	訪問日を日、祝日を除く毎日から週3回にした。
										○ 心配ごと相談センターの設置及び業務の委託(4.1)	(社)旭川市社会福祉協議会に心配ごと相談センターを設置し、管理運営業務を委託した。
										○ 敬老負担金の見直し(4.1)	敬老会招待対象者1人につき1,400円の負担金を1,000円にした。
										○ 敬老祝金の見直し(4.1)	88歳、99歳の祝金を廃止し77歳のみの支給とした。
										○ 老人クラブ運営費補助金の見直し(4.1)	補助金額の約20%引き下げを実施した。
										○ 高齢者福祉バス運行事業の事業手法の見直し	業務委託から補助金交付に事業手法を見直すとともに、利用者負担の導入を図った。

										(4.1)	
										○ 介護相談員派遣事業の廃止(4.1)	各事業所相談員が入所者の意見を聞き、直接事業所が対応することがより効率的であると判断し廃止した。
										○ 福祉読本作成の廃止(4.1)	福祉読本の作成事業を廃止し、平成15年度版を学校に備え付け利用に供することとした。
										○ 点訳奉仕員講習会、視覚障害者家庭生活訓練研修会、点字講習会の統合(4.1)	類似する業務を統合した。
										○ 障害者福祉バス管理運営事業の見直し(4.1)	民間バスの借上げを廃止した。
										○ 在宅重複重度障害児(者)療育キャンプ事業の見直し(4.1)	事業手法を同様の事業を実施している障害者団体への事業費補助に変更した。
										○ 重度身体障害者等訪問入浴サービス事業の統合(4.1)	難病患者等のホームヘルプサービスを行う事業と統合した。
										○ 身体障害者福祉資金貸付金の廃止(4.1)	生活つなぎ資金制度等を活用することとし廃止した。
										○ 生活保護費用法外扶助費の見直し(4.1)	夏期見舞金、年末見舞金、入浴料援助金、死亡弔慰金、火災見舞金、小中学校入学祝金の6種類の法外扶助費を廃止し、高等学校等の入学祝金を創設した。
										○ こども通園センター、幼児ことばの教室、日章わかば教室の統合(4.1)	3施設の統合により早期療育の一元化を図った。
										○ 子ども家庭相談員の減員(4.1)	他の相談業務との機能整理を検討し春光住民児童センターの子ども相談室を廃止し、相談員1名の減員を図った。
										○ 保育体制充実費補助金に係る補助日数の見直し(4.1)	予備保育士、低年齢児担当保育士の補助日数を引き下げた(380日→296日)

										○ 社会福祉施設の指導 監査の一元化(4.1)	障害福祉, 高齢者福祉, 児童家庭各課で行っていた社会福祉施設の 指導監査を福祉総務課に一元化した。
										○ 市民生活館清掃業務 の見直し(4.1)	委託により行っていた館内清掃業務を嘱託職員により行うことにした。
										○ 地域保健福祉センター 相談窓口体制の見直し (4.1)	嘱託職員の勤務時間を週27時間から週24時間に短縮した。
										○ 健診案内システム等の 廃止(4.1)	こうほう旭川市民など他のメディアにも掲載されている健診案内システ ム等について見直し, 廃止することとした。
										○ ミニドック受診の自己負 担の導入(4.1)	ミニドックの受診に自己負担を導入した。
										○ さわやか環境探検隊の 廃止(4.1)	参加者数の減少のため廃止した。
										○ 水生生物調査の廃止 (4.1)	他の手法により水質調整を行っているため廃止した。
										○ 公害防止設備資金貸 付制度の統合(4.1)	類似業務を実施している商工観光部に統合した。
										○ 商工会議所, 商工会等 に対する補助金の見直 し(4.1)	商工会議所や商工会に対する補助金を見直した。
										○ 旭川市公設小売市場 の廃止(4.1)	施設の老朽化及び入店状況から施設を廃止した。
										○ 北のめぐみ交流フェア の廃止(4.1)	北のめぐみ交流フェア事業を廃止した。
										○ 旭川地域産品消費拡 大事業実行委員会負 担金の廃止(4.1)	旭川市地域産品消費拡大事業実行委員会負担金を廃止した。
										○ 旭川市中小規模小売 店舗立地届出要綱の	旭川市中小規模小売店舗立地届出要綱を廃止した。廃止

											○ 廃止(4.1)	
											○ 永山ふれあいセンターの管理委託(4.1)	永山ふれあいセンターの管理運営を旭川農業協同組合に委託した。
											○ 農業センターの窓口及び農産加工指導業務の委託(4.1)	農業センターの窓口及び農産加工指導業務を委託した。
											○ 成型苗実用化試験事業の廃止(4.1)	成型苗実用化試験事業を廃止した。
											○ 肉用牛等放牧推進貸付金の廃止(4.1)	肉用牛等放牧推進貸付金を廃止した。
											○ 心身障害者(重度)歯科診療の受入れ(4.1)	全身麻酔が必要な患者の治療を口腔外科で行い、病診連携を図った。
											○ 病院機能評価の受診請求(4.1)	経営の効率化及び医療の質の向上を図るため病院機能評価を受診する。
											○ 教育委員の先進都市視察の見直し(4.1)	教育委員の先進都市視察を、隔年に改めた。
											○ 教職員退職記念品の廃止(4.1)	永年勤続者に対する記念品を廃止した。
											○ 教職員の道外視察研修の廃止(4.1)	教職員の道外視察研修を廃止した。
											○ 大雪アリーナの管理委託(4.1)	大雪アリーナの管理運営を委託した。
											○ 児童のための学校施設土曜開放事業の廃止(4.1)	各小学校に設置された運営委員会を中心とした自主的な活動への転換を図ることとし、廃止した。
											○ 旭川市児童生徒国内交流事業の廃止(4.1)	事業の目的を達成したため廃止した。
											○ 若い親子のふれあい推進事業の廃止(4.1)	若い親子のふれあい推進事業を廃止した。

										○	子育てネットワークカー派遣事業の廃止(4.1)	子育てネットワークカー派遣事業を廃止した。
補助金等の見直し	△											検討中 毎年度の予算編成の中で一定の整理は行っている。11年度には、敬老会負担金、家庭用厨芥類堆肥化容器購入補助金などの見直しを行った。
					○						補助金等見直し検討委員会の設置(10.15)	補助金等の見直しを進めるため、庁内の関係課長で構成する「補助金等見直し検討委員会」を設置し、具体的な見直しについての検討を行った。
公共施設の利用時間等についての見直し	◎		○								中央図書館の開館時間の延長(4.24)	毎週、水・木曜日を午後6時から午後8時までに開館時間を2時間延長した。
			○								学校体育施設開放校の拡大	学校体育施設開放の対象校を57校から、改築中の学校を除き、全小中学校に拡大した。
			○								コミュニティスクール事業の拡大	学校の特別教室を一般市民に開放するコミュニティスクールを従来の忠和中学校の他、朝日小学校、東光中学校でも実施することとした。12年7月には新町小学校も加えた。
						○					保育所の開所時間の延長(4.1)	新旭川、近文、神楽保育所の保育開始時間を1時間早め、7時～19時(延長保育1時間含む)とした。
						○					留守家庭児童会の通年開設(4.1)	4月1日から入学式の間、従来、新規児童受入準備期間として閉会していたものを受け入れることとし、通年開設とした。
							○				図書館及び科学館の祝日開館の拡大	中央図書館及び青少年科学館における祝日の臨時開館日を5月5日のみから、5月3～5日及び11月3日へと拡大した。地区図書館でも5月5日と11月3日を開館とした。
							○				休日保育の開始(7.2)	北星保育所で日曜日や祝祭日の保育を開始した。開所時間は8時～18時。
							○				病後児保育の実施(12.1)	病気回復期にあるため保育所での集団保育が困難で、家庭での保育も困難な児童について、市内の医療機関に保育を委託する病後児保育を開始した。(定員4名 保育時間8時～18時)
								○			農業委員会農地相談	4支所で週1回定期的に開設している農業委員会農地相談所につい

											所の開設日の変更(4.1)	て、夏期は廃止、冬期は月1回とし、現地での相談等に積極的に応じていくよう変更した。		
										○	留守家庭児童会の開 会時間の延長(7.29)	午後5時までだった開会時間を、1時間延長し6時までとした。		
										○	旭山動物園の冬期開 園(11.3)	11年度、12年度の試行期間を経て、13年度より入園料等を定め、本格的に冬期開園を実施した。		
既存施設、複 合施設の効果 的、効率的利 用のための指 針の策定	△											検討中 総合的な指針は未策定であるが、各施設で個別の取組は進めている。		
											※	図書館分室の設置	平成7年11月に東旭川、東鷹栖、新旭川、春光台、愛宕の5公民館に図書館分室を設置し公民館及び図書館の利用を拡大した。平成8年10月には江丹別、神居、北星の3公民館と西神楽農業構造改善センターにも設置した。	
											○	神居デイサービスセン ター等の設置(5.1)	神居団地の立替にあわせ、団地集会所、デイサービスセンター、児童センター等の機能を持つ施設を設置した。	
											○	東旭川農村環境改善セ ンター等の管理運営の 効率化(4.16)	東旭川農村環境改善センター等の施設管理の効率化のため、公民館管理との一体化等の取組を行った。	
											○	青少年科学館における 放送大学サテライトス ペースの設置(6.10)	青少年科学館の行動を利用し、衛星放送利用のサテライトスペースを設置した。	
												○	旧上川市庁舎、保健所 庁舎、道有林管理セン ターの活用(4.1 及び 5.22)	上川支庁、道立旭川保健所の永山移転に伴い、庁舎を譲り受け第3庁舎として整備・活用することにより、市庁舎の集約化を図った。7月には利便性向上のため上川市庁舎棟にエレベーターを設置した。
												○	江丹別市民交流センタ ーの設置(2.19)	江丹別支所、江丹別公民館、江丹別診療所、江丹別へき地保育所を複合化した江丹別市民交流センターを設置した。
												○	神居公民館上雨紛分 館の開設(10.15)	閉校した旧上雨紛小学校を改修し、神居公民館上雨紛分館として開設した。
												○	北光小学校内に図書館	北光小学校内の学校図書館と同室内に図書館分室を開設した。

											分室の開設(8.19)	
窓口レイアウトの改善	◎		○								受付カウンター等の整備	第2庁舎市民課派出所, 会計課窓口カウンター, 高齢者福祉等の受付カウンターの整備を行った。
				○							市民課等の待合スペースの改善	市民課及び衛生部の市民の待合スペースの拡大, 外国人登録窓口のカウンター化, 市民休憩室の設置を行った。
				○							機構改革にあわせた窓口レイアウト改善(12.1)	機構改革の実施にあわせ, 窓口の再配置等の整備を行った。
									○		総合庁舎1階授乳室設置(9.2)	子どもを連れて来庁する市民のために, 総合庁舎1階に授乳室を設置し市民サービスの向上を図った。
新庁舎建設に向けての検討組織の設置	◎		○								庁舎建設調査グループの設置(9.10)	関係課長等で構成する庁舎建設調査グループを設置し, 建設に係る課題等を協議した。また, 平成9年度には先進都市の調査なども行った。
					○						庁舎建設整備基金の設置	平成10年度には, 庁舎建設整備のための基金を設置した。
第三セクターについての行政関与等の方針の策定	◎			○							第三セクター等に対する行政の関与の方針の策定	第三セクター等に対する運営・指導体制の整備のための「第三セクター等調整委員会」の設置等を内容とする行政の関与の方針を策定し, 平成11年度から施行した。
						○					第三セクター等調整委員会の設置(4.1)	関係部長等で構成する第三セクター等調整委員会を設置した。
								○			常勤特別職等の各種団体への役員就任の取扱いに関する基準の策定(2.23)	地方自治法等で常勤特別職等の兼業禁止の規定が適用されない各種団体に対し役員等に就任する場合の取扱いについて基準を定めた。
									○		民間企業への再就職に関する指針の策定(4.1)	指名登録業者など民間企業への再就職の自粛等を規定した指針を策定した。
									○		派遣法の施行に伴う第三セクター等への職員派遣の見直し(4.1)	「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い, 第三セクター等への職員派遣について見直しを行い, 条例を整備し施行した。
									○		工業団地開発株式会	設立目的が概ね達成されたこと等から, 解散の決議をし, 清算の手續

組織 機構 の再 編	機構改革の実 施	◎																社の解散(12.19)	を進めている。					
			※																	局制の廃止(4.15)	組織のスリム化のため、平成元年度に導入した企画局、総務局など5局を廃止した。			
			※																		頭脳立地構想推進部の縮小、雪対策室の設置(4.15)	高度化センターの建設着手など頭脳立地構想が事業実施段階となったことから部相当の臨時機構を課相当の組織に縮小した。また、雪対策を総合的に推進するため都市建設部に雪対策室を設置した。		
																					機構改革の実施(12.1)	市民サービスの向上、新しい行政需要への対応、地方分権の推進、簡素で効率的な組織機構の確立を目指し機構改革を実施した。 27部131課333係を 25部125課315係に再編した。(2部6課18係の削減) ◎主な内容 生活交流部の設置、総合計画策定部の廃止、衛生部と福祉部の統合による保健福祉部の設置など。		
																						国際スポーツ大会事務局の設置(8.12)	スノーボード国際大会、バーサースキー大会等の国際スポーツイベントの開催のため部相当の臨時機構を設置した。	
																							東光図書館の設置(10.18)	末広、永山に続く地区図書館として東光図書館を設置した。
																							空港建設部の廃止(12.1)	旭川空港 2500M滑走路の10月10日の全面供用開始に伴い、空港建設部を廃止し、空港総務課、空港建設課、空港管理事務所を土木部に位置づけた。
																							記念事業推進事務局の設置(12.1)	記念事業を総合的に推進するため、部相当の臨時機構を設置した。
																							総務部情報管理課の設置(4.1)	地域情報化、行政情報化を総合的に推進するため、企画部調査課総務部情報システム課を統合再編し、総務部に情報管理課を設置した。
																							介護保健課の設置(4.1)	介護保険の円滑な導入のため、高齢化対策課を再編し介護保険課を設置した。
																							空港総務課と空港建設課の統合(4.1)	空港建設業務の縮小にあわせ、空港総務課と空港建設課を統合し空港整備課を設置した。
																				文書係の廃止(4.1)	文書管理事務の見直しに伴い、総務課文書係を廃止し総務企画係に事務を統合した。			

											市民参加検討部会 新青少年科学館検討会議	生活交流部広聴広報課 生涯学習部青少年科学	
職位とその役割の明確化の推進	◎			○							職位とその役割の明確化(12.1)	機構改革の実施に併せ、部長職等の各職位ごとに職務を具体的に示し、職員の意識の徹底を図った。また、11年12月27日付け通知で再度の徹底を図った。	
人事異動希望制度の実施	◎			○							人事異動希望制度の導入	職員の意識を高め、能力を活かす方策の一つとして課長補佐職以下の職員を対象に異動希望制度を導入した。	
目標管理制度の実施	●											未実施 調査中	
関連する意識改革の取組	※										第1回行政改革セミナーの実施(7.28)	部長職を対象に「行政改革への取組」をテーマに研修会を開催した。	
	※										行革推進標語の決定(8.8)	行政改革に対する職員の意識の啓発のため、標語を募集した。『行革に未来のまちの夢をのせ』ほか2点に決定。	
	※										第2回行政改革セミナーの実施(8.10)	「変革の時代における行政の在り方」をテーマに北大の森教授を招き部長職を対象に研修を実施した。	
	※										会議運営マニュアルの作成(9.1)	庁内会議の効率化や職員の意識改革を推進するため、会議運営マニュアルを作成し、職員に配布した。	
	※	○									出勤簿の押印廃止(10.1)	職員の意識改革の推進(課長職の管理意識、自己管理)、及び事務の簡素化のため出勤簿の押印を試行的に廃止。平成8年4月1日本格実施。	
											○	市職員のセクシャル・ハラスメント防止等に関する要綱の制定(4.1)	男女雇用機会均等法に基づき職場内のセクシャル・ハラスメントを防止するため、要綱を制定し、管理監督者の役割の徹底と苦情相談窓口の設置等を行った。
											○	定期人事異動の4月1日実施(4.1)	事務執行の円滑化を図るため、例年4月中旬の定期人事異動を4月1日に実施した。
											○	執務室内の禁煙実施(4.21)	平成11年2月からの一部の職場での試行を経て、禁煙タイム方式を改め、総合庁舎及び第2庁舎の執務室内を禁煙路する分煙を実施した。
										○	環境保全率先行動計	環境基本条例に基づき、市が率先して事業実施に当たり環境への取	

											画の策定(6.1)	組を実践するため、環境保全率先行動計画及び公共事業環境配慮指針を策定した。 13年8月には、地球温暖化防止対策を加えて「旭川市役所地球温暖化対策率先実行計画」として全面改訂し全職員に配布した。	
											職員における国籍条項の廃止(7.1)	平成11年度(12年採用)の職員採用試験の実施に当たって、事務、技術職について国籍条項を撤廃した。	
											市有施設等のごみ箱撤去及び12分別の実施(4.1)	ごみの分別を徹底し減量化に向けた意識を高めることにより、ごみの排出量削減とリサイクルの推進を図るため、事務室等のごみ箱を撤去するとともに、12分別を実施することとした。	
											職員意識調査の実施(6.20)	地方分権が進展し社会情勢が変化する中で職員の意識や職場の状況を把握するため、全職員を対象に意識調査を実施した。	
											派遣研修職員の庁内公募の実施(11.18)	職員の意欲を高め、資質の向上を図るため、省庁及び道への派遣研修職員を、庁内公募により募集した。	
職員数、給与の適正化	定数管理計画の策定	△										検討中 将来の行政需要の推計が困難なため計画策定に至っていない。	
												150人の職員数の削減の目標値の設定(2.5)	事務事業の見直し等により、5年間で150人の職員数を削減する目標を設定した。
												職員定数条例の改正(4.1)	条例定数と現員との必要以上の乖離を是正するため条例定数を改正した。 旧条例職員総数 3,724 人 新条例職員総数 3,572 人 152 人減
												250人の職員数の削減目標値の設定(4.16)	行財政構造改革の推進施策の一つとして、4年間で250人の職員数を削減する目標を設定した。
	臨時職員の部の一括管理の実施	◎		◎							臨時職員の部の一括管理の実施(4.1)	業務の繁閑に応じた柔軟な組織運営が可能となるよう、臨時職員を部の庶務担当課に一括して配置することとした。	
	特殊勤務手当の見直し	◎									特殊勤務手当の見直し(4.1)	社会経済情勢に応じた手当の種類と対象職員の縮減、支給額の改正を行った。	
											水道局業務手当の見直し(4.1)	水道局業務手当について月額 6,400 円を 5,000 円に減額した。	

										○	消防職員の給料の調整額の廃止(4.1)	消防職員の給料の調整額を廃止した。		
										○	寒冷地手当加算額の見直し(4.1)	国と同額の定額に引き下げた(激変緩和措置あり)。		
管理職手当の見直し	◎									○	管理職手当の削減(4.1)	管理職手当について10%程度の削減を実施した。		
										○	特別職等の期末手当の削減(4.1)	市長, 助役等の特別職等の期末手当の支給を0.15月分削減した。		
										○	管理職手当, 特別職等の期末手当の削減(4.1)	ワークシェアリングの実施に伴い, 管理職手当の10%程度, 特別職の期末手当の0.15月分を削減した。		
給与の口座振込の実施	◎								○	給与の口座振込の実施(2.1)	職員に対する給与の口座振込を実施した。			
関連する取組										○	職員の離職の際の給与支給方法の見直し(7.1)	月途中で離職した職員(特別職を含む)の給料支給を採用時同様に日割り方式に改めた。		
										○	55歳昇給停止制度の導入(4.1)	民間賃金の動向への対処, 世代間の給与配分の適正化を考慮し, 55歳昇給停止制度を導入した(激変緩和措置あり)。		
事務処理の効率化	窓口サービスの改善	◎	※								業務案内表示板の設置(10.24)	市民が分かり易いよう, 組織名に具体的業務を明記した標示板を庁舎内に設置した。		
			○									公的年金現況届けの手續の簡略化(3.1)	公的年金現況届けの社会保険庁等への送付を市が代行して行うこととし, 窓口の混雑, 待合時間の解消を図った。	
												○	支所受付マニュアルの作成(4.1)	支所における各種受付手續をマニュアル化し, 事務の統一化, 効率化を推進するとともに, 市民サービスの向上を図った。
												○	証明書自動交付機の設置拡大(10.13)	証明書自動交付機を平成7年2月の総合庁舎(2)以外に, ときわ市民ホール(1), 住民センター(2), 地区センター(2), 春光台公民館(1), の各施設に設置した。 また平成10年10月には地域会館(緑が丘住民センター)に増設し, 平成14年9月には春光台公民館から春光台地区センターに移設した。
												○	機構改革における窓口事務の統合(12.1)	機構改革において市民サービスの向上のため, 医療助成事務の保険課への統合や児童手当の申請の市民課での受付, 就学援助等児童

										ターの設置(12.27)	舎1階市民課ホールにエレベーターを設置した。
								○		臨時開庁の実施(1.4)	年末年始の休日のうち、総合庁舎1階を中心に開庁し、市民サービスの向上を図った。
支所、出張所の在り方の検討	◎		○							窓口サービスのあり方検討会の設置(11.27)	窓口サービスと支所・出張所のあり方について、窓口サービスのあり方検討会で検討を行い、これらの意見を平成12年7月に集約した。
事務処理方法と事務専決制度の見直し	◎	※								行政文書のA判化(4.1)	行政文書を順次A4判に切り替えることとした。
				○						専決規程等の見直し(12.1)	機構改革の実施に併せ、意思決定の迅速化、事務処理の効率化等を狙いとして事務専決規程及び補助執行規則等を改正し、課長職などの職務権限の拡大を進めた。また、職場実態に応じ従来専決権がなかった次長、主幹へそれぞれ部長、課長から専決権の委譲が可能となる取扱いに改めた。
					○					公印規程、事務取扱規程の改正(6.1)	文書事務を総務課の集中管理方式から各課管理に改正した。
						○				備品単価の見直し(4.1)	物価の変動等を考慮するとともに、事務の簡素効率化を図るため、備品単価を5千円から2万円に引き上げた。
							○			三角柱による職・氏名表示の見直し(4.1)	職・氏名を表示する机上においている三角柱の取扱いについて、従来、補佐職以上としていたものを原則課長職以上に改めた。
							○			測量業務委託の事務処理方法の見直し(4.1)	各部の測量業務に係る委託契約の事務の適正化と標準化を図るため、契約手続は契約課に、設計審査・検査業務は工事検査課に集中化した。
								○		委託業務の競争入札参加資格受付の見直し(1.22)	各部で執行する委託業務について適正に競争入札が行われるよう、競争入札参加資格の登録対象業務を拡大するとともに、これらの登録を原則契約課で取りまとめることとした。
								○		委託契約等の検査事務の見直し(4.1)	契約に係る検査の適正化を図るため、委託料、使用料及び賃借料で執行する2,000万円以上の契約について検査権者を課長から部長に引き上げた。
									○		財務会計システム導入に伴う専決の見直し(4.1)

										○		出納員の見直し(4.1)	出納員を現金出納員と物品出納員にわけ、個々に任命する方法からあて職に変更した。		
										○		事務用机・いすの規格の見直し(4.1)	経費節減、備品管理の効率化、執務室の狭隘対策のため、課長職以上の職員に配置してきた両袖机を片袖机に、部長職用いすの規格を課長職用いすの規格に統一した。		
										○		部長による部内配置換権限の拡大(11.19)	機構改革の実施に併せ、業務実態に即した効率的な人員配置のため、部長権限による部内配置換及び兼務発令の対象を指導主任以下から主査職以下に拡大した。		
										○		債務負担行為の設定の拡大	4月1日付の契約や、複数年契約の事務への対応のため、債務負担行為の設定対象を拡大した。		
										○		庁内広報の庁内LANへの掲載(4.1)	紙の減量化等を図るため、庁内広報を庁内LANへの掲載による方法に改めた。		
										○		定期購読図書等の購入事務の見直し(4.1)	事務の効率化を図るため、定期購読図書及び追録の購入権限を契約課から各課に移すとともに、庁内での重複した購読等についてより厳正なチェックが出来るよう様式等の変更を行った。		
										○		自家用車の公務使用制度の導入(4.1)	職員が外勤する際の効率的な公務遂行のため、やむを得ない場合に限り自家用車の使用を認められる制度を導入した。		
共通事務に係る事務処理マニュアルの作成	◎	※										文書マニュアル「これで書」の発行(10.31)	市民に分かりやすく親しみやすい文書作成のため、手引書を発行した。		
											○		公有財産事務の手引の発行(4.9)	公有財産に係る事務取扱についてマニュアルを作成した。	
												○		公用文用字用語辞典「大辞で書」の発行(12.26)	正しい用字用語の使用のため、公用文に用いる用字用語の辞典として「大辞で書」を発行した。
												○		請負工事(建築・設備)監督要領の制定(6.1)	建築・設備工事に係る工事監督員の任命手続及び具体的な職務内容について要領を定めた。
												○		委託契約の手引の作成(3.5)	委託契約事務の適正化を図るため、「委託契約に関する事務の手引」を作成した。
													○		清掃業務委託契約に関

								する参考資料の作成(3.9)	様書等をまとめた参考資料を作成した。
		○						公用文例集「文文」の作成(3.26)	公用文に関する規程の改正にあわせて文例集「文文」を発行した。
			○					文書事務の手引「こなみ」の発行(5.15)	事務取扱規程及び公印規程の改正に併せて、文書事務の手引書「こなみ」を発行した。
				○				会計事務の手引の発行(5.17)	経理事務等の適正化のため、会計事務の手引を改訂し、各係に配布した。
					○			契約事務の取扱について通知(4.1)	契約事務の適正化と標準化を図るため、競争入札の具体的事務処理方法、見積合わせの留意事項、契約事務に用いる標準様式等について各部に通知した。
					○			清掃業務委託契約に関する参考資料の改定(2.9)	市有施設の清掃業務委託契約事務に関する参考資料について、より分かり易い内容とするため全面改訂し、あわせて設計積算方法の標準化を図るための関係資料を整備し、各部に通知した。
						○		旭川市物品購入等事務取扱要領の改正(8.1)	物品購入等及び委託・賃貸借等の入札参加資格者登録事務の一元化にあわせて、事務取扱要領を改正した。
						○		契約事務の手引の発行(2.28)	契約事務の適正化のため、契約事務の手引を作成し、各係に配布した。
							○	建設工事に係る業務委託契約書の見直し(3.26)	業務委託に係る契約手続の明確化を図るため見直しを行った。
							○	会計事務の手引、財務会計マニュアル INPUTの発行(3.20)	経理事務の適正化を図るため、財務会計システムの導入に対応した内容に改訂するとともに、財務会計システムに関する通知等を一つにまとめたマニュアルを作成して各係に配布した。
							○	建設工事請負契約等実務要覧の発行(4.1)	建設工事に係る事務取扱及び関係法令に関する内容を取りまとめて要覧として発行した。
							○	電子複写機の導入方式の標準化(12.13)	平成15年度からの電子複写機の賃借に関して債務負担行為を設定するため、統一した契約手法を示した。
							○	委託及び賃貸借契約に	契約事務の標準化、整合性等を図るため契約書、約款の標準書式を

											係る標準書式の作成(2.1)	定めた。		
総合的な OA 化推進のための計画策定	◎		○								行政情報化計画の策定(3.13)	庁内における情報化を計画的に推進するため、行政情報化計画を策定した。		
				○							ハードウェア・ソフトウェアの標準化に関するガイドラインの制定(12.1)	全庁的な情報の共有化を図るため、パソコン等のハード、ソフトについてのガイドラインを定めた。		
					○							行政情報化推進委員会の設置(7.22)	庁内情報化を具体的に進めるため、関係部長で構成する行政情報化推進委員会を設置した。また、各部局における行政情報化を推進するため、推進員及び推進協力員を置くこととした。11年4月には地域の情報化を含めた総合的な情報化推進のため、情報化推進委員会に改称し、12年7月には助役を委員長として全庁的综合調整機能の強化を図った。	
								○				庁内ネットワークの構築	庁内の情報共有化に向け、12年8月、各課及び第1種施設(一部除く)にまで接続を拡大した。	
									○			財務会計システムの導入(10.20)	財務会計事務の効率化等を目的とした財務会計システムを導入し、12年10月から予算編成系のみ本格稼働した。なお、執行系は13年4月から稼働した。	
										○			水道局における財務会計システムの稼働(10.1)	水道局における財務会計事務の効率化等を目的とした財務会計システムについて、執行系を13年10月から稼働した。
											○		市立病院における財務会計システムの稼働(4.1)	市立病院における財務会計事務の効率化等を目的として財務会計システムを稼働した。
											○		通信機器を利用した事務の取扱いに係る規程の整備(8.30)	電子文書の適切な取扱いに資するため、電子メール、電子掲示板等の通信機器を利用した際の事務の特例に関して規程を整備した。
													情報化の推進	OA 機器を積極的に導入し、事務の簡素効率化を推進している。各部局における OA 機器の配置状況は次のとおり。 なお、11年8月には、庁内ネットワーク化による情報共有化に向け、各

部の庶務担当課にパソコンを配置している。
また、14年2月には各部門別ファイルサーバの運用を開始し、全庁ネットワークを利用した情報共有化の土台としている。

(4月1日現在 単位:台)

年度	パソコン	ワープロ	ファックス
7年度	329	208	100
8年度	387	216	105
9年度	460	258	204
10年度	552	236	197
11年度	716	228	207
12年度	894	158	216
13年度	1134	—	—
14年度	1423	—	—

市民サービスの向上や事務の効率化を推進するため、既存電子計算組織の改善や適用業務の拡大を図るとともに、各部局におけるパソコンシステムの活用等を積極的に推進した。

年度	項目
7年度	人事給与オンラインシステム(給与システム)
8年度	保健福祉情報システム
9年度	農業振興支援システム 建築確認支援システム 農地基本台帳等農政情報システム
10年度	上・下水道料金の検針業務におけるハンディターミナルの導入
11年度	介護保険システム 福祉貸付制度システム 屋外広告物管理システム

										指名競争入札の対象工事の拡大(10.1)	る建設工事の予定価格を7億2千万円以上に、公募型指名競争入札については1億5千万円以上に改めた。	
									○	低入札価格調査制度の導入(10.1)	契約内容に適合した履行の確保を図ることを目的に建設工事について低入札価格調査要領を定めた。	
									○	設計金額の事前公表の試行(10.1)	不正入札の抑止、積算の妥当性向上等のため、一部の建設工事について、設計金額の事前公表を試行的に実施した。なお、13年5月からは対象を130万円以上の全ての建設工事に、14年8月からは対象を50万円以上の測量、建設工事に係る調査設計に拡大した。	
									○	簡易公募型指名競争入札の試行による公募型指名競争入札の拡大(5.1)	簡易公募型指名競争入札を試行的に導入し、1億5千万円未満の建設工事について、実施することとした。	
									○	委託契約の執行状況の公表	契約金額が2,000万円以上の委託契約について、契約方法や契約金額などを、第3回定例会にあわせて報告することとした。	
									○	工事成績評定結果通知の試行(6.1)	設計額2,000万円以上の工事を対象に工事成績評定(工事の施工状況の評価)結果通知を試行的に請負業者に行った。	
									○	低入札価格制度調査制度の範囲拡大(8.1)	予定価格50万円以上の測量及び建設工事に係る設計調査について低入札価格調査制度を試行的に導入した。	
									○	契約約款の改正(2.1)	不正防止強化を図るため、談合等不正行為による契約解除権と損害賠償金に係る制度を導入した。	
財政 基盤 の確 立	経費の抑制 ・人件費について臨時職員、嘱託職員の動的雇用等を推進することなどによる抑制 ・食糧費、交際費の抑制と厳正な執行	◎	※							食糧費・交際費に係る取扱いの適正化(10.11)	食糧費・交際費の執行の適正化について通知した。	
				○							国、北海道職員及び関連する公社、公団等の職員に対する賤別、土産の廃止(1.1)	国や道等の職員に対する賤別、土産を廃止した。
					○							経常経費の抑制

・消耗印刷費について事務のOA化等を積極的に推進することなどによる抑制											○	部長職電話料の公費負担の廃止(4.1)	部長職の自宅の電話基本料の公費負担を廃止した。		
												○	経常費における予算査定手法の見直し	10年度の経常費の予算査定にあたり、従来は増減要素額で行っていたものをゼロからの積み上げによる一件査定方式に改めた。	
													○	時間外勤務手当の削減	平成10年度の予算において、平成9年度実績見込時間数の10%相当を削減した。
													○	旅費制度の見直し(10.1)	実費弁償という旅費の基本原則を踏まえ、また支給事務の簡素化をねらいとして旅費制度を見直した。 ◇4区分を2区分に統合し簡素化 ◇札幌出張にR切符料金導入
													○	助役、収入役の送迎見直し	助役、収入役の公用車での自宅への送迎を廃止した。
													○	当座勘定貸越取引の導入(2.1)	一時借入金の借入について約束手形による方法を改め、当座勘定貸越取引を確立するとともに、事務の効率化と精度の高い借入のため専用端末機を設置した。
													○	水道事業管理者が使用する専用車の廃止(4.1)	水道事業管理者が公務で使用していた専用車を廃止した。
													○	バランスシートの作成(9.1)	財政状況の明確化と今後の財政運営に資するため、バランスシートを作成し公表した。また、14年度には行政コスト計算書を作成した。
													○	時間外勤務手当の削減及びワークシェアリングの実施(4.1)	地域での就業機会の拡大等を図るため、職員の時間外勤務を10%相当縮減し、嘱託職員等を雇用するワークシェアリングを実施した。
													○	公用車使用の効率化(4.1)	公用車の効率的な活用を図るため、各課所属の車両を減らし、管理課の貸出共用者を増車した。総数で6台の減車とした。
												○	交際費の統合(4.1)	より効率的な事務の執行を図るため、各部の交際費を統合した。	
												○	食糧費及び交際費の執行基準の策定(4.1)	執行額の抑制及び適正な事務執行を図るため、基準を策定し各部に通知した。	
市税徴収率の	◎											○	向上に係る諸施策の実	向上に係る諸施策を実施。更に鋭意取組中。	

向上等										施	道内各市で構成する北海道都市税務協議会等を通じての要望活動の実施。
				○						収納代理金融機関の拡大(11.16)	市民サービス及び税等の収納率の向上のため市外、道外の金融機関の支店等も収納代理金融機関として指定した。
								○		奨学金・入学仕度金返還金の口座振替制度の導入(4.1)	育英事業の奨学金及び入学仕度金について、返還者の利便性向上と定期的収納を確保するため、納付書その他、口座振替による返還制度を導入した。
									○	合同滞納整理の実施(12.5)	市と上川支庁の合同で滞納整理を実施した。
使用料, 手数料の見直し	△										検討中 個別の見直しは随時実施している。
					○					手数料の条例化, 積算の考え方等に係る調査の実施(10.28)	地方自治法の改正により従来の機関委任事務に係る手数料の条例化が必要となったことに伴い、本市における全ての手数料の洗い出しを行い、標準政令や国が示す積算根拠等を参考に、手数料額の妥当性や減免基準等について精査した。
								○		下水道使用料等公共料金の見直し(4.1)	受益者負担の公平性等の観点から、下水道使用料、粗大ごみ収集の有料化など公共料金の見直しを行った。(粗大ごみについては平成12年3月に議決済)
								○		市立旭川病院の駐車場有料化(11.1)	外来患者の駐車場確保のため、外来患者以外の駐車料金を有料化した。
									○	市立旭川病院使用料・手数料の見直し(4.1)	非紹介患者加算額の設定, 180日を超える患者の特別長期入院料の設定, 分娩料の見直しを行った。
									○	病衣貸与の実費徴収(4.1)	患者に無料で貸与していたが、実費徴収することとした。